

誓 約 書

高砂市長 様

高砂市狭あい道路整備要綱（以下「要綱」という。）第4条第5項に基づく協定の締結にあたり、以下の事項について誓約します。

- 1 要綱第4条第1項の規定に基づき提出した協議書の内容に虚偽がなく、同要綱を遵守すること。
- 2 後退道路用地にある支障物はすべて撤去すること。
- 3 後退道路用地について寄附をすること。
- 4 所有権以外の権利については、所有権移転に際し、抹消すること。
- 5 要綱第6条の規定による測量及び分筆にあたり、申請地の土地の境界線について異議を申し立てないこと。
- 6 要綱第6条の規定による測量及び分筆の着手後に寄附を取り止める等により高砂市に損害を与えた場合、その費用について賠償すること。

（申請者）

住所

氏名

印